

扶養認定における直接的必要経費一覧

- 個人で事業を営んでいる方は、社会保険の制度上、一般的に国民健康保険に加入することとされています。
(厚生労働省や外務省のホームページでも示されています)
- 継続的に主として被保険者により生計を維持されていることが扶養認定の条件であり、経営状態の悪化など収入減少が一時的である場合は認められません。
- 売上額から直接的必要経費を差し引いた残りを収入額とみなします。必要経費の考え方は税法上とは異なります。

「○」…直接的必要経費と認める経費

「×」…直接的必要経費と認めない経費

一般所得		農業所得		不動産所得	
科目名	判定	科目名	判定	科目名	判定
売上原価	○	雇入費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	×	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	×
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	×	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	×
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
水道光熱費	×	飼料費	○		
旅費交通費	×	農具費	×		
通信費	×	農薬衛生費	×		
広告宣伝費	×	諸材料費	×		
接待交際費	×	修繕費	×		
損害保険料	×	動力光熱費	×		
修繕費	×	作業用衣料費	×		
消耗品費	×	農業共済金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃手数料	×		
雑費	×	土地改良費	×		
		雑費	×		

※各項目の具体例は確定申告の際の収支内訳書・青色申告決算書の作成方法に準ずるものとします。

※上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱います。